

カリキュラムの内容と履修手続き

1 ディプロマポリシー（卒業認定に関する方針）

秋田公立美術大学は、大学の理念に基づく教育の成果として、次のような能力を身につけ、かつ所定の単位を修得した学生を卒業認定します。

- (1) 従来の芸術を理解し、それを新しい芸術として再創造できる能力
- (2) 文化の多様性を受け容れ、芸術において異文化と共存できる能力
- (3) グローバルな視野に立ち、国際的な舞台に挑戦できる能力
- (4) 芸術の新しい知見によって、地域社会の発展に貢献できる能力

2 カリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）

秋田公立美術大学は、大学の理念を実現するため次のような方針によりカリキュラムを編成しています。

- (1) 「教養科目」、「キャリア教育科目」、「専門科目」、「教職課程科目」および「博物館学芸員課程科目」で構成し、「専門科目」は、「専門共通科目」と「専門専攻科目」で構成する。
- (2) 1・2年次では、学びたい分野や進むべき方向性の絞り込みを行うため、「教養科目」、「専門共通科目」を通して総合的に学ぶ。
- (3) 3・4年次では、自分の適性に沿って選択した「専門専攻科目」とそれを補う「専門共通科目」により、より高度な知識や技術を学び、必要な能力を身につける。
- (4) 卒業後の社会的自立のために、「キャリア教育科目」をおく。また、教員および学芸員の育成のため「教職課程科目」および「博物館学芸員課程科目」をおく。

3 授業科目の区分

(1) 教養科目

「教養科目」は、人間の歴史や文化、自然科学の考え方や成り立ち、環境と人間の関わり、外国語や情報等について幅広く学ぶことによって教養を培い、専門科目で必要となるグローバルな視野や多面的な視点で物事をとらえるための基礎となる力を養うことを目標としている。

「人間と社会」、「歴史と文化」、「外国語」、「情報」、「保健体育」の5分野から構成される。

特に、「歴史と文化」科目は、本学の基本理念である「秋田の伝統・文化をいかし発展させる大学」、教育研究上の目的としての「土地の歴史文化に根ざした芸術の創造」を実現する基礎教育として、「文化人類学」的な視点とともに「東北造形史」、「東北生活文化論」などで東北と秋田の造形や歴史・文化を学ぶことで、その後の専攻の素地につながるカリキュラム構成としている。

(2) キャリア教育科目

「キャリア教育科目」は、現代社会に生きる社会人・職業人として求められる教養、スキル、素地を養うとともに、卒業後、アーティスト、デザイナーとなるために作品・プランなどをプレゼンテーションできる能力を身に付けるなど、自らの将来をデザインするためにやるべきことを具体的に想像できるような教育、動機付けを行う。

(3) 専門科目

ア 専門共通科目

「専門共通科目」は、学生が、最終的な専攻を選択する前に、美術に関連する基礎的な理論・技術だけでなく、学生が各「専攻」の専門教育に自己完結することなく、横断的に他の領域を学び、互いの分野から刺激を受けて表現の広がりや新たな発想へと繋げることを目的にしている。

(7) 総合科目

「総合科目」は、本学のカリキュラム構成を大きく特徴づけるものの1つであり、1年次から2年次にかけて、美術・工芸・デザインなど本学が範囲とするすべてを横断的に学び、多くの素材・技法に関する基礎的な技術を体験することで、学生が自らの様々な可能性を模索し、学びたい分野や進むべき方向性を絞り込むことを可能とする科目群である。また、3年次に専攻を1つに絞るための科目群でもある。

(4) 導入科目

「導入科目」は、大学に入学した1年次の学生に対する導入学習を担い、円滑に専門技法の学習へと適応するために、基礎・基本的な技法を習得するとともに、自らの美術・デザイン分野における適性を見出す役割を果たす科目群である。

(ウ) 美術理論・美術史科目

「美術理論・美術史科目」は、「教養科目（歴史と文化）」と対をなす科目群であり、美術・デザイン・工芸などの専門理論を学ぶとともに、日本・東洋・西洋の美術史について体系的に学び、多角的・時間的な視点を得ることで、グローバル人材に必要な視野や、価値に多様性を認め共有できる柔軟な思考の基礎となる芸術・文化に対する深い理解を育て、その後の「専門専攻科目」につながる、より深い理解に至る土台として位置づけられる科目群である。このため、この科目群を重視する意味で独立させ、広く履修できるようにしている。

(エ) 専門基礎科目

本学の専門教育では、学生が各「専攻」の専門教育に自己完結することなく、横断的に他の領域を学び、互いの分野から刺激を受けて表現の広がりや新たな発想へと繋げることを目的に、「専門基礎科目」を配置している。

これらの科目は、各専攻に至るためのアート・デザイン等の理論的・実践的基礎となる専門知識を培い、かつ視野を広げ、確実に基礎を身に付けるとともに、複数の分野にまたがる科目を履修することで幅広い分野に対応することができる能力を養う科目群である。

また、3年次に自らの所属専攻を決定した後でも、他専攻に関連する科目を履修し、複合的な素材を用いたり、分野横断的に視野を広げることを可能とするものである。

イ 専門専攻科目

「専門専攻科目」は、「専門共通科目」を学んだ上で、本学の5つの「アーツ&ルーツ専攻」、「ビジュアルアーツ専攻」、「ものづくりデザイン専攻」、「コミュニケーションデザイン専攻」、「景観デザイン専攻」に分かれ、それぞれの専攻で必修とする、より専門性の高い知識や技術、実践的・発展的な知識・技法まで体系的に学習することができるよう構成されている。

(4) 教職課程科目（自由科目）

教職免許を取得するための科目中「教職科目」に該当する科目である。

中学校教諭一種免許状（美術）・高等学校教

諭一種免許状（美術・工芸）の取得を可能とする。

(5) 博物館学芸員課程科目（自由科目）

学芸員資格の取得を可能とする科目である。

4 授業科目の種別

本学の科目は、必修科目、選択必修科目、選択科目、自由科目に区分される。また、専攻を選択した後は、その専攻における専攻必修科目、専攻選択必修科目、専攻選択科目の区分に沿って履修する。

なお、自由科目には「教職課程科目」と「博物館学芸員課程科目」があり、それぞれの資格取得上の区分として、必修科目、選択必修科目、選択科目がある。

(1) 必修科目

卒業するために必ず単位を修得しなければならない科目

(2) 選択必修科目

選択ではあるが、科目区分等によって、特定のグループの中から必ずどれかを選択しなければならない科目

(3) 選択科目

学生自身の学習意欲で、履修することができる科目

(4) 専攻必修科目

その科目が属する専攻を選択した学生は、その専攻で卒業するために必ず単位修得しなければならない科目

(5) 専攻選択必修科目

その科目が属する専攻を選択した学生は、選択ではあるが、特定のグループの中から必ずどれかを選択しなければならない科目

(6) 専攻選択科目

その科目が属する専攻を選択した学生は、自身の学習意欲で、履修することができる科目

(7) 教職課程科目

教職免許を取得しようとする学生に係る科目。取得しようとする教職資格によって、必修、選択必修、選択の科目となる。詳細は、「12 教職課程の履修について」を参照のこと。

(8) 博物館学芸員課程科目

博物館学芸員資格を取得しようとする学生はそのすべての単位を修得する必要がある。詳細は、「13 博物館学芸員課程の履修について」を参照のこと。

5 授業方法等

(1) 授業形態

ア 講義

学問の方法や研究の成果について、教員から学生へ講義する授業の形式である。

イ 演習

学生が研究・発表・討議を行うことを主眼とした授業の形式である。

ウ 実習

講義などで学んだ技術や方法などを実施又は実物にあたって学ぶ形式の授業である。

(2) 授業時間

本学の授業時間は次のとおりとする。

1時限	8:40~10:10
2時限	10:20~11:50
3時限	12:40~14:10
4時限	14:20~15:50
5時限	16:00~17:30
6時限	17:40~19:10

ただし、演習、実習等では、上記と時間帯を異にする場合がある。

(3) 集中講義

科目によっては、時間割に定めた時間とは別に、集中講義で授業を実施する。集中講義は原則として、夏季休業期間や冬期休業期間に実施する。

(4) 休講

授業科目の担当教員にやむを得ない事情が生じた場合は、授業を休講にすることがある。担当教員から届出があり次第、掲示板等で周知する。

(5) 補講

休講等で必要な授業回数が確保されない場合、これを補うための補講を行う。担当教員から届出があり次第、掲示板等で周知する。

(6) 欠席届

疾病その他やむを得ない理由により引き続き1月以上欠席しようとする場合は、事前に欠席届を事務局学生課に提出すること。

(7) 授業アンケート

教育の質の向上を図るため、授業アンケートを実施する。アンケートは授業の最終日までに実施するので、指示に従うこと。

6 単位制度と履修登録の上限（CAP制）

本学では、授業科目ごとに単位数を定め、一定の単位の修得をもって卒業の要件としている。

(1) 授業形態ごとの単位数

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容をもって構成することを標準とし、授業の形態に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、次の基準により計算する。

ア 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

イ 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。

ウ 実習については、30時間の授業をもって1単位とする。

ただし、授業科目によっては、講義および演習について15時間から30時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とし、また、実習については、30時間から45時間の範囲内で定める時間の授業をもって1単位とする場合がある。

(2) CAP制

本学では、学生が効果的な学習時間（予復習を含む自主的な学習時間）を確保するため、履修科目単位数の登録上限を設定している。

1年間の履修登録単位数の上限は44単位である。

ただし、教職課程科目・博物館学芸員課程科目については、自由科目であることから、上限科目数の除外科目とする。

7 進級要件等

3年次に進級するためには、2年次の終了時点で60単位以上（自由科目を除く。）を修得することが必要である。

また、卒業研究を履修するためには、4年次の前期終了時点で100単位以上（自由科目を除く。）を修得することが必要である。

8 卒業要件

本学学科を卒業するためには、4年以上（3年次編入生は2年以上）在学し、かつ、卒業必要単位数一覧表に定める単位を修得することが必要である。

○卒業必要単位数一覧表

科目区分	科目群	科目群卒業要件	卒業要件
教養科目	人間と社会	8単位以上	24単位以上 ※1
	情報		
	保健体育		
	歴史と文化	6単位以上	
	外国語	6単位以上	
キャリア教育科目		同右	10単位以上
専門科目	総合科目	10単位以上	56単位以上 ※2
	導入科目	12単位以上	
	美術理論・美術史科目	12単位以上	
	専門基礎科目	14単位以上	34単位以上
	専門専攻科目	各専攻で指定する 24単位以上 ※3※4	
	(卒業研究)	各専攻の卒業研究10単位	
合計			124単位以上 ※5

※1 教養科目中の卒業要件は24単位以上のため、同科目区分中の各科目群の合計20単位との差4単位は、教養科目区分中の選択していない科目を選択すること。

※2 専門科目区分についても※1と同様に差の8単位は専門科目から選択。

※3 ものづくりデザイン専攻は、ものづくりデザイン演習1(A~G)および同演習2(A~G)からそれぞれ2科目ずつ選択

※4 コミュニケーションデザイン専攻は、コミュニケーションデザイン演習2(A~F)から1科目を選択

※5 「教職課程科目」および「博物館学芸員科目」は自由科目であり、卒業要件の科目には含まない。

9 履修手続き

履修手続きは、単位を修得するために必要な手続きであり、これを怠ったり、誤ったりすると、単位が認定されないことになるので、慎重に手続きを行うこと。

(1) 履修科目の決定

履修科目は、時間割表、開設科目一覧表等によって適切に決定すること。

教養科目、キャリア教育科目、専門科目とも原則として4年間で履修すればよいが、特に専門科目は段階をおって履修していく科目の性質上、開設された年次で単位を修得すること。開設年次で履修しなかった場合、不都合が生じる授業科目もある。

(2) 履修登録

履修登録は、所定の登録期間内に履修登録システムで行うこと（1年次前期を除く。）。

履修登録後、所定の変更期間内に履修登録の変更、取り消しができる。また、変更期間後、所定の取消期間内に履修登録の取り消しができる。

履修登録の具体的な方法については、ガイド等別途指示する。

(3) 履修制限

次に掲げる授業科目は、履修することができないので、注意すること。

- ア 履修登録をしていない授業科目
- イ 授業時間が重複する授業科目
- ウ 在学している年次よりも上級の年次に配当されている授業科目
- エ 既に単位を修得した授業科目

このほかに、履修に当たって特別の制約がある場合があるので注意すること。制約については、各科目シラバスの履修上の注意欄を参照すること。

(4) 再履修

単位の修得が認められなかった授業科目については、再度履修を届け出て、当該授業科目を再履修することができる。

10 単位認定および成績の評価、通知

(1) 単位認定

単位修得の認定は、定期試験、平常の成績、レポート、作品、実技、授業への姿勢等により行う。原則として、各授業科目の授業実施時間の3分の2以上の出席をしなければ評価の対象とはならない。単位認定・評価方法については、シラバスの学生に対する評価欄を参照すること。

評価・単位認定のためレポート・制作物の提出期限は厳守すること。事情により追試験や提出期限の延長を行うことがある。

(2) 成績の評価（GPA制）

教育の質を確保する観点から、国際的に通用し、公平性・透明性に優れた基準であるGrade Point Average（評定平均値。以下「GPA」とする。）制度を全学的に導入する。

GPAは成績を数値化して成績を評価するため、定期試験等の成績評価を秀～不可、および不合格で表示し、「不可」と「不合格」に単位を与えないものとする。

成績は、「秀」「優」「良」「可」及び「不可」をもって表し、「秀」「優」「良」「可」を合格とする。「秀」は100点～90点、「優」は89点～80点、「良」は79点～70点、「可」は69点～60点、「不可」は60点未満を表す。

なお、GPAの計算方法と各授業科目の成績に基づくGP（グレードポイント）は次のとおりである。このGPは、大学において今後学生の成績に係る判断に使用するものとする。

○各授業科目の成績に基づくGP（グレードポイント）

評価	成績	GP（グレードポイント）
秀	90点以上	4.0
優	80～89点	3.0
良	70～79点	2.0
可	60～69点	1.0
不可 (不合格)	60点未満	0
不合格	受験資格の喪失 (出席数不足等)	0
合格	大学で認めた評価	GP対象外

○GPAの計算方法

$$GPA = \frac{GP \times \text{履修登録した当該科目の単位数}}{\text{総和} / \text{履修総単位数}}$$

GPAの対象となる科目は、原則として、次の①②以外の授業科目とする。

- ①成績評点を付さず「合」・「否」等で評価する科目

(合否判定科目等)

②編入学又は転入学した際の単位認定科目、本学
に入学前に修得した単位認定科目など(ただし、
秀、優、良、可、不可の評価をつけて単位認定さ
れた場合は、通算GPAに参入する。)

出席不足による不合格のGPは0であり、科目
自体はGPAにカウントされるため、注意すること。

なお、成績等について質問がある場合は、担当
教員に直接申し出ること。

(3) 成績通知書の配付

学期ごとに、成績通知書を配付する。個人情報
保護のため、成績通知書は学生課で、学生に直接
手渡しする。なお、学生が、保護者へ成績を通知
することの同意書を提出している場合は、保護者
宛に成績通知書を送付する。配付時期は、掲示板
等で確認すること。

(4) 他大学における修得単位の認定

本学学則に定める他の大学等における修得単
位あるいは大学以外の教育施設における学習に
ついて、学長が教育上有益と認める場合は、60
単位を限度として卒業に必要な単位数に参入す
ることができる。

11 専攻の選択(5-2-1システム)について

(1) 1年次後期から2年次前期までは、現代
芸術論AからDまでの履修を通じて、5専
攻すべての理念を、講義を中心とした授業
で学習する。

(2) 原則として現代芸術論のすべての単位修
得後(もしくは修得見込後)、2年次後期
から現代芸術演習2科目を履修する。

(3) 現代芸術演習2科目の履修にあたっては、
成績および本学が定めた方針に基づき選抜
を行う。

(4) 現代芸術演習および3、4年次の受入人
数に関しては、年度によって学生数が異な
るため、以下の人数を基準としながら調整
を行う。現代芸術演習に関しては、1人の
学生が2つの授業を履修するため、それぞ
れの専攻の受入人数の2倍の人数が概ね履
修定員となる。

○専攻ごとの受入人数の基準(増減する場合
がある。)

- ・アーツ&ルーツ専攻 10人
- ・ビジュアルアーツ専攻 25人
- ・ものづくりデザイン専攻 25人

・コミュニケーションデザイン専攻 30人

・景観デザイン専攻 10人

(5) 単位を修得した現代芸術演習2科目の中
から最終的な専攻を選択する。

(6) 最終的な専攻の決定の際は、成績および
本学が定めた方針に基づき選抜を行う。

(7) 現代芸術演習については、選択によって
履修が決定した2科目以外の科目を次年度
以降に履修することはできない。

12 教職課程の履修について

教職課程に定める「教科に関する科目」、「教職に
関する科目」、「教科又は教職に関する科目」、「その
他の科目」を履修し、所定の単位を修得すること
で、中学校教諭一種(美術)、高等学校教諭一種
(美術、工芸)の教育職員免許状を取得することが
できる。

教職課程を履修する学生は、教員という人間形
成に関わる責任の重い専門職であることを自覚し、
教員になる意志を強く保持し、科目の内容を確実に
修得するよう努めなければならない。

なお、教職課程ガイダンスを必要に応じて行い、
免許状取得のための詳細な説明を行うので履修者
は必ず出席すること。

○免許状の種類および所要資格等

1 中学校教諭一種免許状

基礎資格	学士の資格を有すること
最低修得単位数	
教科に関する科目	20
教職に関する科目	31
教科又は教職 に関する科目	8
その他の科目	8

2 高等学校教諭一種免許状

基礎資格	学士の資格を有すること
最低修得単位数	
教科に関する科目	20
教職に関する科目	25
教科又は教職 に関する科目	16
その他の科目	8

○教員免許状の授与申請について

教員免許状の申請時期や手続き方法等の詳
細については、別途、掲示等で連絡するので、
確認すること。

○教育実習等のスケジュール

学年	月	内容
1年次	前期 (3日間)	教職入門 高校等を訪問し、教職者への意識の転換と教育現場の実態把握の方法を学ぶ。
2年次	4月～2月 (7日間)	介護等体験実習(中学校必修) 特別支援学校(2日)、社会福祉施設(5日)での実習
	前期 (3日間)	学校体験実習1 中学校を訪問し、学校生活・授業などの観察から生活指導における工夫と実践を学ぶ。
3年次	後期 (4日間)	学校体験実習2 市内の中・高校での授業観察・参加を通じて、主体的に教育現場に関わっていく力を鍛える。教科指導についての視点で体験実習を行うもの。
4年次	5月～9月 (2週間)	教育実習1(中・高必修) 教育実習生として教壇に立つ実習である。教職の実際を体験し、自らの描く教師像を実感し、成長し続ける教師としての教職に関する基礎的な実践力を身につける。
	5月～9月 (2週間)	教育実習2(中学校必修) 教育実習1での経験と反省を生かし、新たな教育現場に立ち、応用し創意工夫を行う。この実習を通じて教職に関する基礎的な実践力を高めるとともに、「成長し続ける教師」として自らの描く「教師像」を確かなものとして実感する。
	10月～11月	教職実践演習(中・高必修) 教育実習後、教職課程の最終段階として理論的および実践的な知識技能を修得し、努力し成長し続ける教師として、「課題を発見することのできる視座」の構築を目的とする。

13 博物館学芸員課程の履修について

博物館には、博物館法の規定に従って、博物館資料の収集、保管、展示および調査研究、その他これに関連する事業について、専門的職員として従事する学芸員を置くことが定められている。本学では、博物館学芸員資格取得のための授業科目を開設しており、全ての授業科目の単位を修得すれば、卒業と同時に資格を取得することができる。

なお、博物館学芸員資格課程ガイダンスを必要に応じて行い、資格取得のための詳細な説明を行うので履修者は必ず出席すること。

3年次あるいは4年次で履修する。

学内実習は、実務実習および見学実習で構成され、実務実習では基本的な資料の取り扱い、展覧会の企画、展示計画、記録としての撮影、美術作品の梱包方法等を学び、見学実習では博物館、美術館への見学を行う。

館園実習は、履修者が各自、一定期間（5～10日程度）、博物館において実務を経験する。実習内容は、基本的に実習館の方針、担当者の指示に従う。なお、館園実習は、基本的に、他の博物館に関する科目を全て修得した後に履修するものとする。

○本学における修得すべき博物館に関する科目

科目	単位数	配当年次
生涯学習概論	2	1、2、3
博物館概論	2	1、2、3
博物館教育論	2	1、2、3
博物館資料論	2	2、3、4
博物館資料保存論	2	2、3、4
博物館情報・メディア論	2	2、3、4
博物館経営論	2	2、3
博物館展示論	2	2、3
博物館実習	3	3、4
合計	19	

○博物館実習について

博物館実習 (3単位)	学内実習(2単位) 3年次前期集中	実務実習
		見学実習
	館園実習(1単位) 3年次あるいは4年次 5～10日間(実習館の方針に従う)	

博物館実習は、学内および博物館などの施設において、学芸員として必要とされる実務を体験し、実践的能力を養うことを目的としており、大学における学芸員養成教育の最終段階と位置づける。

本学では、学内実習(2単位)と館園実習(1単位)に分かれ、学内実習を3年次で、館園実習を